

単位:千円

対象事業所・施設(※1, 2, 3, 5)		基準単価		通所系サービス事業所であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所(※6)			
通所系(※4)	通所介護事業所	通常規模型	537	/事業所	左に加えて	537	/事業所
		大規模型(I)	684	/事業所		684	/事業所
		大規模型(II)	889	/事業所		889	/事業所
	地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)		231	/事業所		231	/事業所
	認知症対応型通所介護事業所		226	/事業所		226	/事業所
	通所リハビリテーション事業所	通常規模型	564	/事業所		564	/事業所
大規模型(I)		710	/事業所	710	/事業所		
大規模型(II)		1,133	/事業所	1133	/事業所		
短期入所系	短期入所生活介護事業所	27	/定員				
	短期入所療養介護事業所	27	/定員				
訪問系	訪問介護事業所	320	/事業所				
	訪問入浴介護事業所	339	/事業所				
	訪問看護事業所	311	/事業所				
	訪問リハビリテーション事業所	137	/事業所				
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	508	/事業所				
	夜間対応型訪問介護事業所	204	/事業所				
	居宅介護支援事業所	148	/事業所				
	福祉用具貸与事業所	-					
	居宅療養管理指導事業所	33	/事業所				
多機能型	小規模多機能型居宅介護事業所	475	/事業所				
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	638	/事業所				
入所施設・居住系	介護老人福祉施設	38	/定員				
	地域密着型介護老人福祉施設	40	/定員				
	介護老人保健施設	38	/定員				
	介護医療院	48	/定員				
	介護療養型医療施設	43	/定員				
	認知症対応型共同生活介護	36	/定員				
	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上)	37	/定員				
	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員29人以下)	35	/定員				

※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のもを含む

※2 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、一つの事業所・施設として取り扱う。

※3 介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、一つの事業所として取り扱う。

※4 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。

※5 職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む。

※6 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)を参照のこと。